

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当</p> <p>(2) 超過勤務手当</p> <p>(3) 休日給</p> <p>(4) 夜勤手当</p> <p>(5) 宿日直手当</p> <p>2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、超過勤務手当のうち、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規程第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額を超過勤務手当として支給し、給与規程第23条第1項第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当</p> <p>(2) 超過勤務手当</p> <p>(3) 休日給</p> <p>(4) 夜勤手当</p> <p>(5) 宿日直手当</p> <p><u>(6) 衛生管理手当</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>